

災害時の物流に係る協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉県トラック協会君津支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、物流に係る協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時に避難者等に対して速やかに物資の安定供給を行うことにより、被災者生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物流に係る協力要請（以下「要請」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物流に係る協力の内容は、次のとおりとする。

（1） 人員の派遣

物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて職員を派遣する。

（2） 荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材等を提供する。

（3） 物資集積場所の提供

甲の物資集積場所のスペースに不足が生じたときなど、救援物資等の一時的な集積場所として、乙の使用する施設を提供する。

（4） 救援物資等の輸送（荷物の積み下ろしを含む）

ア 物資提供者等から、甲の物資集積場所への物資の搬入

イ 甲の備蓄倉庫等から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

ウ 甲の設置する物資拠点から、救援物資を避難所等に輸送する。

（5） 物資集積拠点の管理・運営

物資の荷捌きを円滑に実施するため、甲の物資集積拠点の運営を行う。

（6） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めた事項

(要請の手続)

第3条 甲は、前条第1項の要請を行う場合、文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、口頭、電話等により実施内容を報告し、後日、文書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第6条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用の額は、法令等で定めるものを除くほか乙の施設、資機材の使用料に関しては災害発生時直前における時価相場相当額、荷役作業に関しては関わる人員の日当費相当額及び輸送料に関しては国土交通省届出料金を基準として算定し、適切かつ合理的な範囲内で甲乙間の協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲及び乙は、甲が協力を受けた後、乙は前条に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は乙からの請求書を受理後、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第8条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、乙の責任において、その処理解決にあたるものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、甲乙協議の上、対処する。

(防災訓練等)

第10条 甲は、その主催する訓練に乙の参加の要請をすることができる。この場合において、乙は、その業務に支障がない限り、甲の主催する防災訓練等に参加するものとする。

(情報提供)

第11条 乙は、協力中に覚知した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月8日

甲 住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 住所 千葉県木更津市潮浜二丁目1番地23

氏名 千葉県トラック協会 君津支部
支部長 石川 夕伎夫

第1号様式（第3条関係）

年　月　日

要請書（第　　号）

千葉県トラック協会君津支部長 様

木更津市長

(公印省略)

令和　年　月　　日に締結した災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、下記のとおり物流に係る協力を要請します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
電話等による 要請の日時	年　月　日（　　）　時　分　頃
車両の種別	トラック（　t車） フォークリフト
物資数量及び 要請台数	トラック　　台 フォークリフト　台
要請人数	名
輸送区間	物質見込み先： 物資搬送先：
現地までの状況	道路状況：
履行の期日	年　月　日（　　）
備考 ※輸送物資	

以上

第2号様式（第4条関係）

年　月　日

実施報告書（第　　号）

木更津市長 様

千葉県トラック協会君津支部長

令和 年 月 日に締結した災害時の物流に係る協力に関する協定書に基づき、下記のとおり物流に係る実施内容を報告します。

記

要請担当者	職氏名： 連絡先電話番号：
電話等による 要請の日時	年　月　日（　）　時　分　頃
車両の種別	トラック（　t車） フォークリフト
物資数量及び 要請台数	トラック　　台 フォークリフト　台
要請人数	名
輸送区間	物質見込み先： 物資搬送先：
現地までの状況	道路状況：
履行の期日	年　月　日（　）
備考 ※輸送物資	

以上